

# 農作物残留農薬分析業務仕様書

## 1. 契約期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月29日までとする。

## 2. 分析条件

- 1) ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ質量分析計による残留農薬一斉定量分析。
- 2) 対象農薬は分析機関で添加回収試験等により分析精度を確認している分析可能な約300成分とし、定量下限値は0.01ppmとする。ただし、エトフェンプロックス、プロシミドン、クレソキシムメチル及びボスカリドを必ず含むこと。

## 3. 分析試料

- 1) 分析する農作物の種類は別表1のとおりとする。  
なお、県が品目の追加を希望する場合は別途協議する。
- 2) 試料の送付に係る費用は県で負担する。

## 4. 結果の報告

- 1) 試料の受付(到着)から72時間以内に、分析値を記載した結果を速報としてメールまたはFAXにて送付すること。
- 2) 試料ごとに、分析結果報告書を提出すること。  
報告書には、併せて前処理法および分析方法も記載すること。  
なお、報告書は入札者の様式で構わない。ただし、「令和5年度佐賀県農薬適正使用分析調査事業に係る残留農薬分析業務委託により実施」の記載をすること。

## 5. その他

仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた事項については、農業経営課と協議すること。

担当: 佐賀県農林水産部農業経営課 環境保全型農業担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話: 0952-25-7120 FAX: 0952-25-7272

E-mail: kankyouhoz@pre.saga.lg.jp

### 別表1 農作物の種類

・こねぎ	・こまつな	・チンゲンサイ	・わけぎ	・レタス
・ほうれんそう	・ブロッコリー	・みずな	・キャベツ	・しゅんぎく